



令和2年度 社会福祉法人三笠苑 法人事業計画書

1. 基本理念

- ・安 全〔施設を利用するすべての人が安全に生活できるサービスの提供〕
- ・安 心〔施設を利用するすべての人が安心して利用できるサービスの提供〕
- ・親 切〔施設を利用するすべての人に笑顔で接するサービスの提供〕

社会福祉法人三笠苑は、「より個別的に、より質の高いサービスを提供する施設」を使命とし、利用するすべての人の意思と人格を尊重し、笑顔と思いやりの心を持ち、適切な介護サービスを提供する。また、地域関係機関と連携しながら、真に地域住民の安全と安心に心がけ、地域の人々に共感と信頼の得られるサービスを行うことにより、地域住民の「安全」「安心」な暮らしの実現を支援することを責務とする。

2. 基本方針

(1)利用者に対する基本姿勢

①提供するサービスの質の向上

- ア. 個人の尊厳に配慮し、自己実現に向け良質なサービスの提供に努める。
- イ. 地域や施設での看取りを希望する方に安心してサービスを受けられるような体制を整備する。
- ウ. リスクマネジメントを強化し、事故対応苦情対応を迅速かつ適切に行う。
- エ. 常に自らのサービス提供を振り返り、より良いサービス提供に努める。

(2)社会に対する基本姿勢

①事業所に求められる社会的役割の実現

- ア. それぞれの事業に求められる役割や責務を追求し、その実施に努める。

②地域との共生・行政との連携

- ア. 学校教育及び関係市町村における各種福祉計画及び防災対策に係る協力に努める。
- イ. 地域ボランティア活動を拡充、推進する。
- ウ. 地域における介護・福祉への理解に資する事業の実施に努める。

③社会的ルールの遵守の徹底

- ア. コンプライアンス（倫理や法令遵守の徹底）体制の構築に努める。
- イ. 職員に対するコンプライアンス教育の徹底を図る。

(3)職員に対する基本姿勢

①人員確保・人材育成・労務管理の実践に努める

- ア. 働きやすい職場環境づくりのため、定期的な個別面接・職員の意見聴取・就労時間の調整などを実施し、職員の働く意欲を助長するような就労環境の整備に努める。
- イ. 職位職責に応じた研修体制の強化による人材の育成に努める。
- ウ. 研修体制を充実するとともに専門資格取得に向けた支援を継続する。
- エ. 職員の安全衛生への意識を向上させ災害を防止する。

(4)事業活動に対する基本姿勢

- ①公共的・公益的取組みの推進
 - ア. 地域における社会的援護を要する人々に対する支援に努める。
 - イ. 各事業拠点における公益的取組みの実施。
 - ウ. 地域の福祉相談窓口機能を充実させる。
 - エ. 低所得者への負担軽減の実施等に努める。
- ②組織統治〔ガバナンス〕の確立
 - ア. 評議員・評議員会、理事・理事会の権限、責任に係る規定の整備。
 - イ. 監事の役割の明確化及び経営チェック機能・内部牽制機能の強化を図る。
 - ウ. 事業運営の透明性の確保(情報公表)の実施。
- ③健全経営の推進
 - ア. 経営者は、経営理念及び経営方針やビジョンを明確化する。
 - イ. 法令遵守のための体制を整備する。
 - ウ. 財務規律を強化し健全な収支を維持する。
 - エ. 内部牽制機能を強化し事業の透明性を高める。
 - オ. 適切な収益の確保、コスト意識の醸成等に努める。
 - カ. 職務権限及び役割分担を明確化し、効率的な法人運営を目指す。

3. 事業所の共通重点目標

- ①働きやすい職場づくりの推進〔個人面談・休暇取得・労働時間縮減〕
- ②職員の資質の向上〔介護福祉士等資格取得支援・外部研修等の積極的参加〕
- ③地域住民との信頼関係の構築〔安全安心パトロール・学童登下校の見守り〕
- ④利用者及び来訪者への接遇の徹底〔サービスの質の向上・接遇マナー徹底〕
- ⑤財務基盤の安定化〔適切な収益性の確保、効率的な事業の見直し〕

4. 職員の資質の向上、介護職の処遇改善及び人材の確保

- (1) 人材確保と育成は、社会福祉事業の大きな課題である。従って、人材確保の観点からの『職員の処遇の見直し』と、資質の向上を図る観点からの『内部研修』及び『外部研修』や入職後の面談等の機会を定期的に設け、各種職員の定着、教育育成の充実を進めていく。
- (2) 高齢の職員が安心して就労の継続ができるよう就労環境の改善を図る。
- (3) 子育て世代の女性が就労しやすいような環境を整える。

5. 保有施設の活用計画

- (1) 黒石市落合温泉旧翠山荘跡地利用〔黒石市大字袋字富田 63-33・1 筆・762 m²〕
⇒ サービス付き高齢者住宅の開設を目指す。

6. 施設・設備の維持管理

- (1) 各事業所における建物及び設備の長期改修計画を策定する。
- (2) 各施設・事業所の安全性向上のため、補助金等の活用による安全設備の導入を検討する。

7. 事業所運営に係る事業計画

- (1) 利用者ニーズの変化に伴い、介護事業所等の運営に係る効率化を図るため、事業の統廃合及び稼働日数等の見直しと、細かな役割分担による業務の見直しを進めていく。

8. 評議員会等

(1) 評議員会・理事会の開催

① 評議員会・・・6月、必要時随時

② 理事会・・・5月、6月、12月、3月、必要時随時

(2) 監事監査の実施

① 5月 ② 11月 ③ 青森県指導監査の立ち会い

9. 会議及び委員会

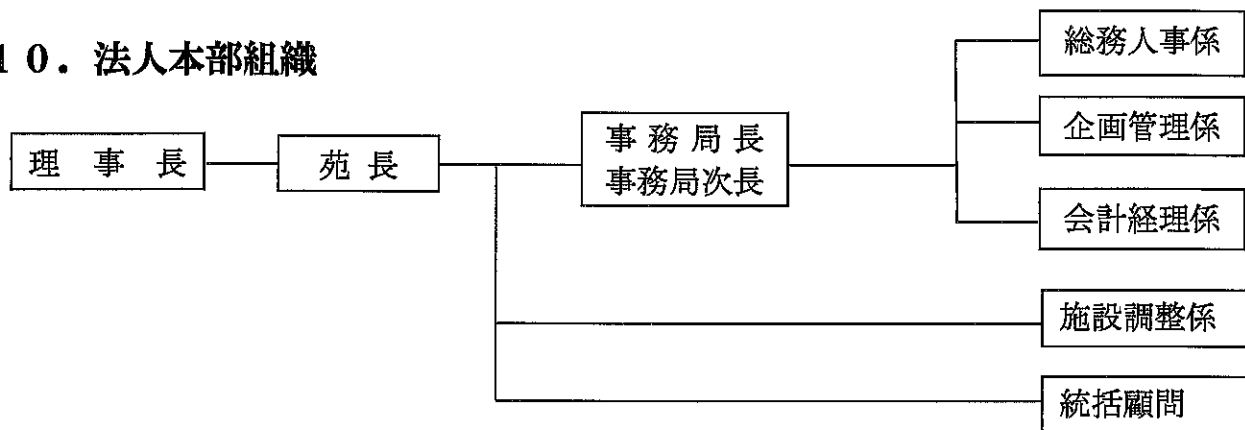
(1) 幹部会議・・・・・・・・・・毎週 火曜日

(2) 管理職者会議・・・・・・・・・・毎月第4木曜日・金曜日

(3) 本部職員会議・・・・・・・・・・毎月第4金曜日

(4) 苦情解決第三者委員会・・・・随 時

10. 法人本部組織



11. 本部事務局職員配置

職 種	員 数		職 種	員 数
苑 長	1 人		施設調整監	1 人
統括顧問	1 人		総括主査	1 人
事務局長	1 人		主 査	2 人
事務局次長	1 人		合 計	8 人